

受付番号	5	受付月日	11月17日
		午前・午後	9時56分

東郷町議会議員 加藤 宏明 殿

東郷町議会議員 会派名 公明党

議席番号 1 番氏名 高木 佳子

## 一 般 質 問 通 告 書

東郷町議会会議規則第59条第2項の規定により、次の事項について質問（一問一答方式・一括質問方式）したいので通告します。

記

No. 2 - 1

質問事項	質問要旨	答弁者
1 地域防災力向上について	<p>国の防災基本計画があり、自治体を立てる地域防災計画がある。それに加えて自治会やマンションの管理組合などの地域コミュニティが災害時の避難方法などを作成する地区防災計画が平成25年の災害対策基本法の改正で創設された。災害時には、共助が大変に大きな力を発揮するものとなる。そのためにも防災計画を地域で作成することは大変に重要であると考え。地区防災計画、自主防災組織は共助の根幹となるものと捉え伺う。</p> <p>(1) 地区防災計画について</p> <p>自治会や自治会などの地域コミュニティが災害時の避難方法などを自ら立案する地区防災計画がある。本町の18行政区（自治会）における地区防災計画作成について現状を伺う。</p> <p>ア 18行政区（自治会）地区防災計画が作成されている行政区（自治会）の数は。</p> <p>イ 地区防災計画の内容はどのようなものか。</p> <p>ウ 地区防災計画に関してどのような取り組みをされているか。</p> <p>エ 地区防災計画について、地域住民への周知はされているか。</p> <p>(2) 自主防災組織について</p> <p>災害時個人や家族の力だけでは限界があり、危険や困難を伴う場合が想定される。日頃から地域で一緒になって防災活動に取り組むための組織、自主防災組織が必要である。</p> <p>ア 地域防災計画に、行政区（自治会）単位の組織として設置と記されている。現在本</p>	町長 担当部長

(注) 要旨は、具体的に記載すること。

質 問 事 項	質 問 要 旨	答 弁 者
<p>2 AYA 世代の在宅ターミナルケア支援事業について</p>	<p>町の自主防災組織の数は。</p> <p>イ 地域住民の自主防災組織に対する認知度が低いと思われるがいかがか。合わせて防災意識を高めるための広報活動が重要であると思うが行っていることはあるか。</p> <p>(3) あいち防災リーダーの配置について</p> <p>ア 現在、本町には、あいち防災リーダーは何名いるか。</p> <p>イ 各自主防災組織にあいち防災リーダーの配置が必要であると思うがいかがか。</p> <p>2000年4月の介護保険制度の開始後、2006年4月から特定疾患に「がん」が追加されたことにより、40歳以上で末期がんとなった場合、介護保険が使えるため、本来65歳以上でないと利用できない介護保険サービスを利用しての在宅療養が可能となった。</p> <p>一方、医療費助成や日常生活福祉用具給付を受けられる小児慢性特定疾病医療費助成制度の新規申請は18歳未満が対象となっている。両者のはざまになっている18歳から39歳のAYA世代のがん患者の在宅療養を支援する制度が整っていないためサービスが受けられず費用は全て自己負担となってしまう。AYA世代のがん患者も含め医療や相談支援が切れ目なく提供されるべきであると考えます。</p> <p>若年層のがん患者の方が、住み慣れた自宅で家族とともに安心して暮らすことができるよう、在宅でのターミナルケア支援について伺う。</p> <p>(1) 医療と介護のはざまとなる若年層のがん患者が在宅療養を希望した場合や在宅支援が必要な場合、本町での相談窓口はどこになるか。</p> <p>(2) 過去5年間で在宅支援についての相談件数は。</p> <p>(3) 在宅での療養期間の長期化、体調不良や急変により、医者の往診や訪問看護の回数が増えればその分費用負担も大きくなる。経済的支援はあるか。</p> <p>(4) 今後、若年層のがん患者のターミナルケア支援についての町の考えを伺う。</p>	<p>町長 担当部長</p>

(注) 要旨は、具体的に記載すること。